

証券コード 3733  
2024年1月10日

株 主 各 位

大阪市淀川区西宮原二丁目6番1号  
株式会社ソフトウェア・サービス  
代表取締役会長 宮 崎 勝

## 第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.softs.co.jp/>

上記ウェブサイトへアクセスして、「IR情報」を選択して「株主総会関連資料」よりご覧ください。



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名「ソフトウェア・サービス」又は証券コード「3733」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年1月25日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年1月26日(金曜日)午前11時
  2. 場 所 大阪市淀川区西宮原二丁目6番1号  
当社本店ビル 1階  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第55期(2022年11月1日から2023年10月31日まで)  
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第55期(2022年11月1日から2023年10月31日まで)  
計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件     |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件   |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件   |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。
  2. ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
  3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
  4. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第15条第2項の規定に基づき、各ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集通知には掲載しておりません。また、当該ウェブサイト記載事項は、会計監査人及び監査役の監査の対処に含まれております。
    - ・事業報告：会社の新株予約権等に関する事項、社外役員に関する事項、会計監査人に関する事項、「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制」の運用状況、会社の支配に関する基本方針
    - ・連結計算書類：連結株主資本等変動計算書、連結注記表
    - ・計算書類：株主資本等変動計算書、個別注記表

# 議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

## 1. 株主総会にご出席されない場合



### インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年1月25日(木曜日) 午後6時30分入力完了分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年1月25日(木曜日) 午後6時30分到着分まで

## 2. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年1月26日(金曜日) 午前11時

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができ  
ます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことが  
できません。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担  
となります。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

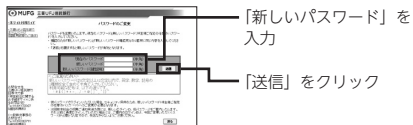
議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスし  
てください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログ  
インID・仮パスワード」を入力しク  
リックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入  
力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

# 事業報告

(2022年11月1日から  
2023年10月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的なインフレ圧力や資源高等、世界経済の減速が景気下振れのリスクとなっており、依然として先行きは不透明となっております。

医療業界においては、持続可能な医療提供体制に向け、効率的・効果的な医療機関の役割分担・連携体制の構築、診療の在り方が模索されております。また、医療従事者の負担軽減や医師等の働き方改革を支援するためのツールとしてデジタル化が進められております。

さらに行政が主導となって「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」、「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化（HL7 FHIR規格）」、「診療報酬改定DX」等の医療DXへの取り組みが進められており、その中核となる医療情報システムの重要度は増しており、普及拡大はますます進むものと考えられます。また、既に医療情報システムを導入している医療機関等でのリプレイス市場も活発化してきており、引き続き医療情報システム市場における競争は激しさを増しております。

当社グループにおきましては電子カルテシステムをはじめとする医療情報システムの開発・販売・導入・保守を中心に事業展開し、顧客満足度の向上に努めてまいりました。また、新たに北海道ランチを開設、九州及び沖縄ランチの拡充等、東京支社を含めて各地域での営業・保守体制の強化を図ってまいります。

そのような中、前期末の豊富な受注残に加え、新規導入案件やリプレイス案件だけでなく、既存ユーザーへの追加システム及びサーバリプレイスの受注も好調であったことから、売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益のいずれにおきましても前年同期比で増収増益となりました。

この結果、売上高は33,720百万円（前年同期比22.3%増）、受注高は27,190百万円（同24.3%増）、受注残高は10,249百万円（同17.4%増）となり、利益面におきましては営業利益6,516百万円（同34.3%増）、経常利益6,591百万円（同34.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4,864百万円（同43.1%増）となりました。

#### 販売実績

品	目	金 額	構 成 比
		千円	%
ソ	フトウェア	10,219,557	30.3
ハ	ードウェア	14,233,522	42.2
保	守サービス	8,059,033	23.9
そ	の他	1,208,383	3.6
合	計	33,720,497	100.0

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度は、194百万円の設備投資を行いました。その主なものは、本店の電話交換機入れ替え、北海道 brunch の開設及び九州・沖縄 brunch の拡充等にかかるものであります。

#### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第52期 2019年11月1日から 2020年10月31日まで	第53期 2020年11月1日から 2021年10月31日まで	第54期 2021年11月1日から 2022年10月31日まで	第55期 (当連結会計年度) 2022年11月1日から 2023年10月31日まで
売 上 高(千円)	20,499,889	25,276,963	27,569,963	33,720,497
経 常 利 益(千円)	3,405,754	4,338,115	4,909,777	6,591,856
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	2,347,463	2,998,897	3,399,504	4,864,801
1株当たり当期純利益(円)	431.67	551.80	628.54	930.35
総 資 産(千円)	27,374,957	31,580,465	33,734,826	39,916,000
純 資 産(千円)	23,228,142	25,815,610	27,266,535	31,642,861

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第54期の期首から適用しており、第54期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第52期 2019年11月1日から 2020年10月31日まで	第53期 2020年11月1日から 2021年10月31日まで	第54期 2021年11月1日から 2022年10月31日まで	第55期 (当事業年度) 2022年11月1日から 2023年10月31日まで
売 上 高(千円)	20,499,889	24,150,635	26,183,748	32,512,113
経 常 利 益(千円)	3,416,947	4,153,820	4,700,077	6,344,764
当 期 純 利 益(千円)	2,355,231	2,880,798	3,256,470	4,704,996
1株当たり当期純利益(円)	433.10	530.07	602.10	899.79
総 資 産(千円)	26,946,928	31,004,059	33,172,178	39,121,241
純 資 産(千円)	23,235,910	25,693,811	27,010,917	31,217,406

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第54期の期首から適用しており、第54期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	当社の議決権比率	主な事業内容
ユタカインテグレーション株式会社	100.0%	情報機器の企画、設計、設置、工事、運用、保守等

### (4) 対処すべき課題

医療業界におきましては、新型コロナウイルス感染症への対応を通して、外来・入院・在宅にわたる医療機能の分化・強化と連携を図ることにより、地域医療全体を視野に入れて必要な医療を連携やネットワークにより提供していくことの重要性が改めて認識されております。一方で、少子高齢化も着実に進みつつあり、将来を見据えた医療提供体制を構築するため、「地域医療・介護連携」、「医療従事者の負担軽減」及び「医者等の働き方改革の推進」が重要課題とされており、ICT等を活用した医療分野のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、新しい診療の在り方が模索されております。

このような状況の中で、当社グループが市場シェアを引き続き拡大しつつ、利益の獲得を達成するために、以下の対処すべき課題に取り組む所存であります。

#### ① 人財の増強及び継続的な教育

継続的にシステム・サービスの品質の向上・拡充や、変化するニーズを満たすためには、医療や介護といった専門領域の知識やそれを具現化するIT分野における専門知識が求められます。

そのために、当社グループでは新卒採用を中心に人員の充実に努め、また、全社をあげた体系的な教育体制の確立のために、各部横断の委員会を作り、社内教育のコンテンツを充実させ、社員に還元することで人財の充実に努めております。



## ② 製品ラインナップ拡充、品質の向上による販売強化

システムの技術、医療現場のニーズは日進月歩であり、常に成長・変化に対応し続け、毎年着実にシステム導入をすることが経営戦略上重要であると考えております。

当社グループは、主力製品である電子カルテシステムとオーダーリングシステムだけではなく、医療機関における様々な部門の業務支援を行うサブ（部門）システムの開発も行っております。また、技術面でもモバイル活用、クラウド技術の活用などの研究開発を行っており、試験運用も含め、新製品開発を進めております。このような取り組みを通じ、現場のニーズを捉え、多くの専門職の要望を満たすために、ラインナップの拡充を図り、より品質の高い製品を提供してまいります。

## ③ 顧客との関係強化

システム導入中における導入作業、システム導入後の保守期間においても、ユーザーに対しての運用相談、営業的フォローを継続し、ユーザーと共存共栄の関係構築を目指してまいります。今後、医療機関におきましては、その地域特性に合わせた病院・病床機能の役割決めや、医療・介護の連携、在宅医療の推進等、新しい医療介護の在り方や取り組みが求められるようになって考えられます。その中で、当社グループはユーザーの良きパートナーとして、システムの提供を通して医療の効率化や品質向上、地域連携の実現等をサポートしてまいります。

## ④ システム導入の効率化

今後ますます激化する市場競争に対応し、確実かつ継続的に成長していくためには、単純なシェア・事業規模の拡大だけではなく、事業の効率性の向上も重要な課題と考えております。

当社グループの主力製品である電子カルテシステムの稼働までには約4～6ヶ月間を要し、当社エンジニアがユーザーである医療機関等へ常駐し導入作業を行い、システムの稼働をもって検収するというビジネスモデルとなっております。導入作業を標準化・効率化することで、導入作業の負荷・工数削減とコストコントロールに繋げてまいります。

**(5) 主要な事業内容**（2023年10月31日現在）

当社グループは、医療機関（主として病院）向けに各種アプリケーション・ソフトウェアの開発・販売・導入・保守等を行っております。

**(6) 主要な営業所**（2023年10月31日現在）

① 当社

本店	大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目6番1号
東京支社	東京都大田区山王二丁目6番17号
北海道ランチ	北海道札幌市中央区北三条西4丁目1番地1 日本生命札幌ビル8階
九州ランチ	熊本県熊本市中央区辛島町5番1号 日本生命熊本ビル9階
沖縄ランチ	沖縄県那覇市おもろまち一丁目1番12号 那覇新都心センタービル8階

(注) 1. 北海道ランチは2023年3月に開設し業務を開始しております。  
2. 九州ランチは2023年6月に移転いたしました。

② 子会社

ユタカインテグレーション株式会社	大阪府大阪市城東区古市1丁目4番23号
------------------	---------------------

**(7) 従業員の状況**（2023年10月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,640名	(増) 17名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,589名	(増) 19名	32.6歳	8.3年

(注) 上記従業員数は、就業人員であります。

**(8) 主要な借入先の状況**（2023年10月31日現在）

該当事項はありません。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項(2023年10月31日現在)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 21,952,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,488,000株  |
| (3) 株主数      | 2,249名      |
| (4) 大株主      |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
宮 崎 勝	1,300,000株	24.87%
公益財団法人夢&環境等支援宮崎記念基金	800,000	15.30
シップヘルスケアホールディングス株式会社	560,000	10.71
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	480,525	9.19
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	249,100	4.76
株 式 会 社 東 計 電 算	102,700	1.96
株式会社エム・エムホールディングス	100,000	1.91
野村信託銀行株式会社(投信口)	90,500	1.73
JPMCB USA RESIDENTS PENSION JASDEC LEND 385051	57,545	1.10
BBH FOR FIDELITY LOW- PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALLSECTOR SUBPORTFOLIO)	49,566	0.95

- (注) 1. 上記のほか、自己株式を260,098株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社エム・エムホールディングスは代表取締役宮崎勝氏の資産管理会社であります。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役(社外取締役を除く。)	2,000株	1名
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年10月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	宮崎 勝	
代表取締役社長	大谷 明広	ユタカインテグレーション(株) 代表取締役社長
取締役	伊藤 純一郎	経営管理部長 ユタカインテグレーション(株) 取締役
取締役	松本 泰明	技術営業部長
取締役	田村 光	顧客ソリューション部長
取締役	菅野 真弘	第一システム部長・インフラソリューション部長・先進技術研究室長
取締役	石黒 訓	公認会計士 佐川急便(株) 社外監査役 森下仁丹(株) 社外取締役(監査等委員) (株)大紀アルミニウム工業所 社外監査役
監査役	前川 宗夫	弁護士 大阪梅田法律事務所 パートナー
監査役	津野 友邦	公認会計士・税理士 (株)高松コンストラクショングループ 社外監査役 (株)いざなぎ総研 代表取締役

- (注) 1. 取締役石黒訓氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役前川宗夫氏及び津野友邦氏は社外監査役であります。  
 3. 取締役石黒訓氏、監査役前川宗夫氏及び監査役津野友邦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 取締役石黒訓氏は、公認会計士の資格を有しております。  
 5. 監査役津野友邦氏は、公認会計士の資格を有しております。  
 6. 寺本昌弘氏は、2023年10月30日付で逝去により常勤監査役を退任いたしました。なお、同氏は退任時までユタカインテグレーション(株)監査役を兼務しておりました。  
 7. 逝去された常勤監査役寺本昌弘氏の退任に伴い、2023年11月6日付で補欠監査役松尾吉洋氏が社外監査役に就任いたしました。併せて、11月6日付で監査役津野友邦氏が常勤監査役に就任いたしました。

#### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、被保険者の保険料全額を当社が負担しております。

当該保険契約は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合、保険金の支払い限度額の範囲内で損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。

ただし、被保険者の不正行為や故意による法令違反に起因して起きた損害等は填補の対象としないこととしております。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の役員の報酬等につきましては、企業価値の持続的な向上を図るために、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、適正な水準で支給することを基本方針としております。当該方針は取締役会で決議しております。当社の役員の報酬等は、株主総会の決議内容に基づいた報酬限度額の範囲内で、金銭報酬である基本報酬と非金銭報酬等である譲渡制限付株式で構成されております。なお、報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。

#### ② 決定方針の内容の概要

##### ア 基本報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役に對する基本報酬は、毎月定額で支給される固定の月額報酬としております。その決定に際しては、役位、職責、在任期間、従業員との給与水準等を総合的に勘案し決定しております。さらに、毎年評価を行い、継続的に事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためにも、前事業年度の業績も適正な水準の範囲内で反映する方針であります（なお、独立性を確保するために社外取締役は除く）。

また、毎年定期的に支給するものではありませんが、取締役会で定めた内規により、期初に定めた業績やその他テーマに基づく目標の達成度合いに応じて算定した金額を役員賞与として支給する場合があります。

##### イ 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社では具体的な経営指標を指針として算定される業績連動報酬は採用しない方針としております。

##### ウ 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役に對する非金銭報酬等は、下記の条件で割当される譲渡制限付株式としております。取締役に中長期的に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、決定に際しては、中長期的な経営環境・見通しを鑑み、役位、職責等に応じて支給する方針としております。

なお、割当の方法は当社と各取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとしております。各取締役は、割当を受けた日より、一定期間、割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとし、譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれの地位をも退任又は退職した場合

には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得するものとしております。

エ 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等は、上記記載のある「基本報酬（金銭報酬）」と「非金銭報酬等」で構成されており、基本報酬（金銭報酬）と非金銭報酬等は、役位等に応じて10：0から1：9のレンジで支給する方針であります。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等の決定に関しては、報酬原案の作成を取締役会は代表取締役会長に一任しております。代表取締役会長は、社外取締役及び監査役の意見も参考とし、報酬基本方針を踏まえ、役職、職責、在任期間、従業員等の給与水準等を総合的に勘案し、原案を作成いたします。その原案をもとに取締役会で協議し、社外役員の提言も十分に尊重し、最終的に取締役会で個人別の報酬等を決議しております。

上記のプロセスを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会は、その内容が取締役会が決議した報酬決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているため、取締役の個人別の報酬原案の作成を取締役会は代表取締役会長宮崎勝に一任しております。原案作成に際しては、代表取締役会長は社外取締役及び監査役の意見も参考にしております。また、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び譲渡制限付株式報酬の個人別の割当株式数としております。

その原案をもとに取締役会で協議し、社外役員の提言も十分に尊重し、最終的に取締役会で個人別の報酬等を決議しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	員 数	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額		報 酬 等 の 総 額
		基 本 報 酬	非 金 銭 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1)	82,650千円 (3,600)	8,407千円 (-)	91,057千円 (3,600)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	18,374 (6,000)	234 (234)	18,608 (6,234)
計	10	101,024	8,642	109,666

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2001年7月25日開催の第32回定時株主総会において年額100,000千円以内（当該株主総会終結時の員数6名）と決議いただいております。また、従来の報酬等とは別枠として、取締役の譲渡制限付株式としての報酬の限度額は、2023年1月20日開催の第54回定時株主総会において年額500,000千円以内（うち社外取締役分は10,000千円以内）50,000株以内（うち社外取締役分は1,000株以内）譲渡制限期間3年間（当該株主総会終結時の員数7名（うち社外取締役1名））と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2003年7月28日開催の第34回定時株主総会において年額40,000千円以内（当該株主総会終結時の員数3名）と決議いただいております。また、従来の報酬等とは別枠として、監査役の譲渡制限付株式としての報酬の限度額は、2023年1月20日開催の第54回定時株主総会において年額10,000千円以内 年1,000株以内 譲渡制限期間3年間（当該株主総会終結時の員数3名）と決議いただいております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>19,751,509</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,202,337</b>
現金及び預金	10,839,546	買掛金	4,362,636
売掛金	4,527,165	未払金	1,155,315
有価証券	100,000	未払費用	340,281
商品	3,482,440	未払法人税等	1,138,895
仕掛品	511,426	未払消費税等	663,377
前払費用	183,812	前受金	374,786
その他	111,612	預り金	162,231
貸倒引当金	△4,494	その他	4,811
<b>固定資産</b>	<b>20,164,491</b>	<b>固定負債</b>	<b>70,802</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>19,066,688</b>	退職給付に係る負債	70,802
建物及び構築物	7,126,287	<b>負債合計</b>	<b>8,273,139</b>
機械装置	940	(純資産の部)	
工具器具備品	322,674	<b>株主資本</b>	<b>31,510,879</b>
土地	11,616,786	資本金	847,400
<b>無形固定資産</b>	<b>17,556</b>	資本剰余金	1,927,759
借地権	588	利益剰余金	30,250,525
ソフトウェア	15,480	自己株式	△1,514,804
その他	1,487	その他の包括利益累計額	131,981
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,080,247</b>	その他有価証券評価差額金	131,981
投資有価証券	313,395	<b>純資産合計</b>	<b>31,642,861</b>
長期前払費用	50,035	<b>負債・純資産合計</b>	<b>39,916,000</b>
繰延税金資産	628,279		
その他	88,536		
<b>資産合計</b>	<b>39,916,000</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(2022年11月1日から  
2023年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		33,720,497
売 上 原 価		24,540,365
売 上 総 利 益		9,180,132
販売費及び一般管理費		2,663,479
営 業 利 益		6,516,652
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	111	
有 価 証 券 利 息	1,189	
受 取 配 当 金	40,716	
受 取 事 務 手 数 料	9,490	
受 取 賃 貸 料	15,236	
そ の 他	10,175	76,921
営 業 外 費 用		
譲 渡 制 限 付 株 式 関 連 費 用	1,658	
そ の 他	58	1,717
経 常 利 益		6,591,856
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,591,856
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,820,531	
法 人 税 等 調 整 額	△93,476	1,727,054
当 期 純 利 益		4,864,801
親会社株主に帰属する当期純利益		4,864,801

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>18,861,751</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,903,835</b>
現金及び預金	10,298,659	買掛金	4,221,719
売掛金	4,349,678	未払金	1,123,800
商品	3,432,193	未払費用	340,281
仕掛品	502,963	未払法人税等	1,057,356
前払費用	185,347	未払消費税等	646,679
その他	97,223	前受金	354,391
貸倒引当金	△4,314	預り金	159,606
<b>固定資産</b>	<b>20,259,490</b>	<b>負債合計</b>	<b>7,903,835</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>19,020,443</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物	7,004,691	<b>株主資本</b>	<b>31,097,708</b>
構築物	99,377	資本金	847,400
工具器具備品	330,513	資本剰余金	1,927,759
土地	11,585,860	資本準備金	1,010,800
<b>無形固定資産</b>	<b>16,037</b>	その他資本剰余金	916,959
借地権	588	<b>利益剰余金</b>	<b>29,837,353</b>
ソフトウェア	15,104	利益準備金	11,735
その他	344	その他利益剰余金	29,825,618
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,223,010</b>	別途積立金	3,900,000
投資有価証券	237,028	繰越利益剰余金	25,925,618
関係会社株式	302,217	<b>自己株式</b>	<b>△1,514,804</b>
長期前払費用	46,327	評価・換算差額等	119,698
繰延税金資産	583,408	その他有価証券評価差額金	119,698
その他	54,027	<b>純資産合計</b>	<b>31,217,406</b>
<b>資産合計</b>	<b>39,121,241</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>39,121,241</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年11月1日から  
2023年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		32,512,113
売 上 原 価		24,068,494
売 上 総 利 益		8,443,619
販売費及び一般管理費		2,176,577
営 業 利 益		6,267,041
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	109	
有 価 証 券 利 息	1,113	
受 取 配 当 金	38,969	
受 取 事 務 手 数 料	9,490	
受 取 賃 貸 料	20,020	
そ の 他	9,682	79,387
営 業 外 費 用		
譲 渡 制 限 付 株 式 関 連 費 用	1,658	
そ の 他	6	1,665
経 常 利 益		6,344,764
税 引 前 当 期 純 利 益		6,344,764
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,717,260	
法 人 税 等 調 整 額	△77,493	1,639,767
当 期 純 利 益		4,704,996

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年12月7日

株式会社ソフトウェア・サービス

取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中田 信之

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソフトウェア・サービスの2022年11月1日から2023年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトウェア・サービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年12月7日

株式会社ソフトウェア・サービス

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中田 信之

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソフトウェア・サービスの2022年11月1日から2023年10月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。



監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年11月1日から2023年10月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業グループの業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年12月12日

株式会社ソフトウェア・サービス 監査役会

常 勤 監 査 役 津 野 友 邦 ㊟

社 外 監 査 役 前 川 宗 夫 ㊟

社 外 監 査 役 松 尾 吉 洋 ㊟

(注) 社外監査役松尾吉洋は、2023年10月30日常勤監査役寺本昌弘の死亡に伴い、11月6日付で補欠監査役より社外監査役に就任いたしました。その就任以前の監査事項については、他の監査役等から報告を受け、資料を閲覧する等の方法により監査いたしました。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

第55期の期末配当につきましては、当期の堅調な業績に応じた利益還元を勘案し、増配することといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金120円（前期に比べ20円増配）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は627,348,240円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年1月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役6名選任の件

前期の定時株主総会で選任されました取締役7名のうち、伊藤純一郎氏は2023年12月19日をもって辞任され、他の取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、迅速な意思決定を行うため、1名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	みやざきまさる 宮崎 勝 (1939年1月27日生)	1969年4月 当社設立とともに代表取締役社長 2019年1月 代表取締役会長（現任）	1,300,000株
2	おおたにあきひろ 大谷 明広 (1964年11月13日生)	2002年10月 当社入社 2007年5月 技術営業部長 2007年7月 取締役 技術営業部長 2010年7月 取締役 技術営業部長・顧客支援部長 2012年11月 取締役 2013年1月 常務取締役 2015年1月 専務取締役 2019年1月 取締役社長 2020年8月 ユタカインテグレーション㈱代表取締役社長（現任） 2023年1月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) ユタカインテグレーション㈱ 代表取締役社長	13,250株
3	まつもとやすあき 松本 泰明 (1970年4月30日生)	2009年12月 当社入社 2012年11月 技術営業部長 2014年8月 技術営業部長・新規導入部長 2015年11月 技術営業部長 2019年1月 取締役 技術営業部長（現任）	335株
4	たむらあきら 田村 光 (1973年7月17日生)	2002年10月 当社入社 2012年11月 顧客支援部長 2019年1月 取締役 顧客支援部長 2019年11月 取締役 顧客支援部長・品質管理推進室長 2020年4月 取締役 顧客支援部長 2021年11月 取締役 顧客ソリューション部長（現任）	135株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5	かん の まき ひろ 菅野真弘 (1978年11月4日生)	2001年3月 当社入社 2014年8月 基幹システム部長 2015年11月 基幹第一システム部長 2016年11月 システムソリューション部長 2017年11月 第一システム部長 2018年11月 第一システム部長・インフラソリューション部長 2019年1月 取締役 第一システム部長・インフラソリューション部長 2021年11月 取締役 第一システム部長・インフラソリューション部長・先進技術研究室長(現任)	5,535株
6	いし ぐろ きとし 石黒訓 (1957年11月10日生)	1980年3月 監査法人中央会計事務所(後のみずぎ監査法人)入所 2000年8月 同法人代表社員 2006年7月 中央青山監査法人(後のみずぎ監査法人)大阪事務所長 2007年8月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2016年10月 同法人大阪事務所長 2019年12月 同法人退所 2020年1月 石黒公認会計士事務所開設(現任) 2020年6月 佐川急便(株)社外監査役(現任) 2020年6月 森下仁丹(株)社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年6月 (株)大紀アルミニウム工業所社外監査役(現任) 2022年1月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 佐川急便(株) 社外監査役 森下仁丹(株) 社外取締役(監査等委員) (株)大紀アルミニウム工業所 社外監査役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石黒訓氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 石黒訓氏は、当社が役務提供を受けて対価を払っている有限責任監査法人トーマツにおいて、2019年12月までパートナーを務めておりましたが、直近3事業年度の平均合計金額が同法人の業務収入の2%未満であり、かつ、同法人を退職しており、双方において大きな影響を与える取引関係にありません。それ以外には、当社との人的関係、取引関係その他特別な利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割について  
石黒訓氏につきましては、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年監査法人の代表として培った経験や、公認会計士として多数の企業会計監査に従事した経験を活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、当社の社外取締役役に就任してから本総会終結の時をもって2年となり、就任以来、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいております。同氏は、公認会計士としての豊富な経験と、財務及び会計に関する幅広い知見を有しており、業務執行を行う経営陣に対して独立した立場から監督・助言を行ってきております。このような実績からも引き続き、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について  
当社は定款において、「会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる」旨を定めております。これにより、石黒訓氏は、当社との間で当該契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、社外取締役として当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要については12頁に記載のとおりとなります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

任期途中で逝去された監査役寺本昌弘氏の補欠として監査役に就任いたしました松尾吉洋氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
しば よし ひろ 柴 芳 浩 (1961年11月19日生)	1983年4月 近畿大学医学部附属病院（現近畿大学病院）入職	125株
	2001年10月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	
	2008年10月 当社顧問	
	2010年10月 税理士法人津野・倉本会計事務所入所	
	2014年4月 公益社団法人大阪府臨床検査技師会監事（現任）	
	2017年1月 いざなみ税理士法人入所（現任）	
2024年1月 当社顧問退任		



- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柴芳浩氏は、社外監査役候補者であります。なお、柴芳浩氏の選任が承認された場合には当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 柴芳浩氏は、公益社団法人大阪府臨床検査技師会、いざなぎ税理士法人に所属しておりますが、いずれの兼務先と当社との間には、取引関係はありません。また、同氏は当社と顧問契約を締結しておりましたが、2024年1月に当該顧問契約は終了しております。それ以外には人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
4. 社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由について
- 柴芳浩氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、内部統制に関する豊富な知見や知識を当社の管理体制に活かしていただくため、当社の社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、会計に関する相当の知見や知識、医療業界に関する経験を有しており、業務執行を行う経営陣に対して専門的かつ独立した立場から助言等を得られることで当社の監督体制の充実が図れることが期待でき、社外監査役としての適切な職務の遂行が可能であると判断しております。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
- 当社は定款において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる」旨を定めております。これにより、柴芳浩氏の選任が承認された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要については12頁に記載のとおりとなります。柴芳浩氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、次期定時株主総会開始の時までを選任の効力とする補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

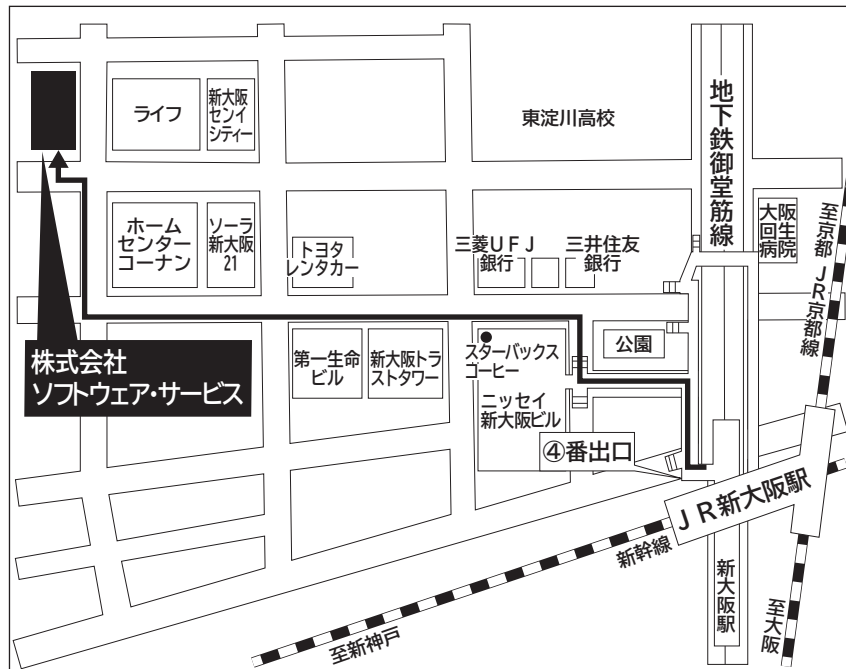
氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
まつ お よし ひろ 松尾吉洋 (1972年2月17日生)	2000年10月 大阪弁護士会弁護士登録 大阪梅田法律事務所入所(現任) 2023年11月 当社監査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松尾吉洋氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、松尾吉洋氏が社外監査役に就任された場合には当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 松尾吉洋氏は、当社と顧問契約を締結している大阪梅田法律事務所の弁護士であります。当社が当事務所に支払う顧問報酬は、過去3年間のいずれの事業年度においても年間500万円未満であり、双方において大きな影響を与える取引関係にありません。それ以外には当社との人的関係、取引関係その他特別な利害関係はありません。
4. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について  
松尾吉洋氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を、社外監査役に就任された場合に当社の管理体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、当社の社外監査役に就任してから本総会終結の時をもって2ヵ月となります。同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法務に精通し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について  
当社は定款において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる」旨を定めております。これにより、松尾吉洋氏は、当社との間で当該契約を締結しており、同氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要については12頁に記載のとおりとなります。松尾吉洋氏が就任された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市淀川区西宮原二丁目6番1号  
当社本店ビル 1階  
TEL (06) 6350-7222



< JR新大阪駅をご利用の場合 >

改札を出て、北口のエスカレーターを降り、地下鉄御堂筋線連絡口を直進し、地下鉄御堂筋線新大阪駅の④番出口より順路に沿ってお越してください。

< 地下鉄御堂筋線新大阪駅をご利用の場合 >

地下鉄ホームのA又はB階段を降り、④番出口より順路に沿ってお越してください。

駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承の程お願い申し上げます。